

鳥取縣公報

昭和二十二年六月十三日
第千八百十七號

金曜日

本署ノ大キサハ國定規程5.4條

規 則

◇鳥取縣規則第...號

林産物検査手数料規則を次のように定める。

昭和二十二年六月十三日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

林産物検査手数料規則

第一條 木炭検査規則第四條及び用材検査規則第二條に

よる検査手数料を次のように定め、其の手数料は林産物検査證書（以下證書という）で納付しなければならぬ。但し用材検査の手数料（一申告毎）及び木炭検査の手数料（一俵毎）に一錢未満の端數を生じたときはこれを切捨てる。

一、素材 一石について 金貳圓
但し梢端部のついた丸太はその徑の自乗の十分の八

に長さを乗じたものの十分の四をその材積とする。

二、製材 一石について 金貳圓五拾錢
三、木炭 二〇疋について 金拾貳錢 但し粉炭は二〇疋について金四錢とする

第三條 證書は用材については用材検査規則第五條の用材検査申告書に、木炭については荷票をつけた針金を折返して毎俵に貼付しなければならない。

第三條 證書は次の種類によつて縣出納吏の印を押捺してこれを發行する。

一 錢	蔦 色
二 錢	黄 色
四 錢	紫 色
五 錢	藍 色
十 錢	紅 色
五十 錢	綠 色

- 一圓 鼠色
- 五圓 淺黃色
- 十圓 茶色
- 五十圓 淡紅色
- 百圓 濃紺色

第四條 證箋は知事が指定する證箋元賣捌人(以下元賣捌人という)及び別に認可する證箋小賣人(以下小賣人という)に賣捌をさせるものとする。

第五條 元賣捌人は豫め認可を受けた小賣人をおかなければならぬ。但し必要があると認めるときは、知事は元賣捌人に對し小賣人をおくところを指定することができる。

第六條 元賣捌人に交付する證箋は額面金額の百分の七を割引した額とする。

第七條 元賣捌人は證箋の額面金額の百分の三、六を割引した額で小賣人に賣渡さなければならぬ。

第八條 元賣捌人が證箋の交付をうけようとするときは、第一號様式の請求書を知事に提出し納額告知書によつ

てその金額を納付する。

第九條 破損又は汚染した證箋は販賣又は使用してはならない。

第十條 次の證箋はこれを返還することができる。

一、規則改廢のため使用することができない證箋。

二、證箋の取扱を廢止したときに賣拂未済となつた證箋。

第十一條 元賣捌人は第二號様式の林産物検査證箋受拂簿を備えつけ、林産物検査吏員の請求があつたときはこれを提出しなければならない。

第十二條 元賣捌人並びに小賣人は第三號様式による標札を掲げなければならない。

附 則

第十三條 この規則は昭和二十二年五月三日からこれを適用する。

第十四條 この規則の適用をうける元賣捌人、小賣人及び手数料並びに證箋については、昭和八年七月鳥取縣令第二十一號林産物検査手数料規則(以下前規則とい

う)によつて現に効力のあるものは、この規則の公布の日までその効力を有する。

第十五條 前規則によつて發行した證箋は、この規則によつて發行した證箋とみなす。但し五厘券についてはその効力は公布の日までとし、元賣捌人及小賣人の賣拂未済となつたものは、この規則公布の日から一ヶ月以内に返還することができる。

(第一號様式) 林産物検査證箋交付請求書

種別	數量	代金	割引額 (百分の七)	差引純代金
枚	圓	圓	圓	圓

右請求致します

年 月 日

請求者 氏 名 團

鳥取縣知事 宛

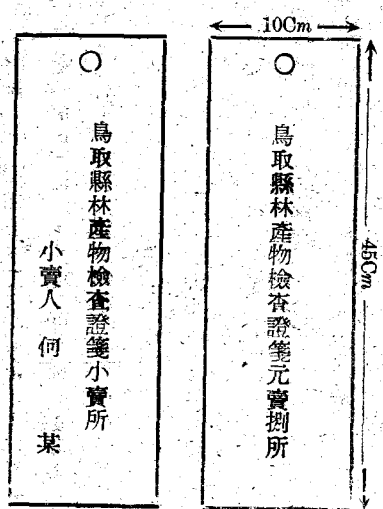
(第二號様式) 一錢券 林産物検査證箋受拂簿

年月日	摘要	受	高	拂	高	現在	高
二十二年 月 日	縣より受入	三、〇〇〇枚	一枚	三、〇〇〇枚	一枚	三、〇〇〇枚	一枚

同年 月 日	小賣人甲某	小賣人乙某	小賣人丙某
同年 月 日	汚染證箋返還	汚染證箋返還	汚染證箋返還
同年 月 日	△	△	△
	五〇	一、五〇〇	五五〇
	五〇〇	五〇〇	五〇〇

注意 證箋の種類毎に一口座を設けること。

(第三號様式)



告示

鳥取縣告示第二百三十七號

産婆名簿登録事項中次のように訂正した。

昭和二十二年六月十三日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

前本籍地 氣高郡神戸村大字下砂見五四五

現本籍地 岩美郡面影村大字雲山一〇二

前住所及開業地 氣高郡美穂村大字下味野三三六 近藤醫院方

現住所及開業地 岩美郡面影村大字雲山一〇二

昭和二十二年六月三日婚姻により前姓「三田」を

「岩越」に並本籍住所開業地變更により産婆名簿

訂正方願出たので昭和二十二年六月七日訂正

岩 越 政 子

大正十一年十月四日生

前本籍地 岩美郡東村大字陸上一、〇〇四の三

現本籍地 同 田後村八六

前住所及開業地 同東村大字陸上一、〇〇四の三

現住所及開業地 同 田後村八六

昭和二十二年五月十二日婚姻により前姓「河原」

を「眞田」に並本籍住所開業地變更により産婆名

簿訂正方願出たので昭和二十二年六月七日訂正

眞 田 さよ子

大正十二年三月二十四日生

前本籍地 東伯郡八幡町大字笠見四四

現本籍地 同 大誠村大字六尾一六四

前住所及開業地 同八幡町大字笠見四四

現住所及開業地 同大誠村大字六尾一六四

昭和二十二年五月五日婚姻により前姓「戸田」を

「安田」に並本籍住所開業地變更により産婆名簿

訂正方願出たので昭和二十二年六月七日訂正

安 田 みつ の

大正八年七月十五日生

前本籍地 東伯郡旭村大字今泉一三五

現本籍地 同 倉吉町大字宮川町一九〇の一

前住所及開業地 同旭村大字今泉一三五

00022

現住所及開業地 同倉吉町大字宮川町一九〇の一

昭和二十二年五月三十日婚姻により前姓「山田」

を「藤原」に並本籍住所開業地變更により産婆名

簿訂正方願出たので昭和二十二年六月七日訂正

藤 原 喜久枝

大正九年三月三十日生

前本籍地 西伯郡幡郷村大字大殿一、〇六四

現本籍地 京都市下京區上鳥羽村山町七一

現住所及開業地 西伯郡幡郷村大字大殿一、〇六四

昭和二十二年五月二十日婚姻により前姓「組藤」

を「木下」に並本籍變更により産婆名簿訂正方願

出たので昭和二十二年六月七日訂正

木 下 は る

大正四年五月四日生

鳥取縣告示第二百三十八號

昭和二十二年五月鳥取縣告示第七十二號玉蘭、屑蘭、

副蠶絲及び眞綿統制規則第二條による繭の取扱いを業と

する者を次のように追加指定する。

昭和二十二年六月十三日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

望月 秀 三

井上 宝太郎

青木 寛

鳥取縣告示第二百三十九號

昭和二十二年五月鳥取縣告示第七十三號玉蘭、屑蘭、

副蠶絲及び眞綿統制規則第二條による副蠶絲の取扱いを

業とする者を次のように追加指定する。

昭和二十二年六月十三日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

望月 秀 三

鳥取縣告示第二百四十號

農地調整法第十七條の規定による證票を昭和二十二年六

月一日附をもつて次のように交付した。

昭和二十二年六月十三日 鳥取縣知事 西 尾 愛 治

00009

00021

00050

00023

番 號	公 職	氏 名
第四十七號	鳥取縣事務吏員	西原吉輝
第四十八號	同	森山龜清
第四十九號	同	濱田庄二
第五十號	鳥取縣技術吏員	林光明
第五十一號	鳥取縣事務吏員	豊田豊

鳥取縣告示第二百四十一號

物價統制令第五條第一項の規定によつて屋根葺用粉の販賣價格の統制額を次のように認可した。

昭和二十二年六月十三日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一、認可を申請した者

鳥取縣木製品工業協同組合

理事長 坂 本 甚太郎

二、認可した價格等の額

品名	規 格	把 束	單 位	販賣業者	統制額
----	-----	-----	-----	------	-----

杉粉	長一尺巾二寸以上	長一尺巾一尺以上	四把結束	一束	六一〇〇
同	厚五厘乃至九厘	高四、五寸以上	上結したもの	東密度九〇%以上	同上
同	一枚の長八寸厚四厘又は五厘	以上	で纏目を	一束	七三、〇〇
同	二分重ねて併列とし	六十間以上	のもの	一束	七三、〇〇

(一) 粟材使用の場合は杉粉の統制額の一割半、榎材使用の場合は粟粉の統制額にその一割半を加算した額とする。

(二) 一束の内一枚の巾二寸未満のもの一〇枚以内混入したものについては本表價格を適用し、一枚の巾二寸未満のもの一〇枚以上五〇枚混入したものについては本表價格の七割、二寸未満のもの五〇枚以上混入したものは三割とする。

(三) 本表價格は鳥取縣木製品工業協同組合で検査を行い、検査済の證印を押捺したものの價格とし、検査をうけないもの又は検査済證印のないもの、價格は本表價格の七割下げとする。

(四) 出表價格は荷造費を含み賣主店先渡し價格とする。

(五) 一把の價格は本表價格より十五錢を控除したものを四で除してできた額とする。

00024

22000

(六) 計算の最終において生じた錢未満の端数はこれを切捨てること。

前項第三號に掲げる額は、物價統制令第五條第三項の規定により前項第一號に掲げる鳥取縣木製品工業協同組合の構成員以外の者が、同組合の地区内において爲す屋根葺粉の販賣價格の統制額とする。

鳥取縣告示第二百四十二號

産婆名簿に次の者を登録した。

昭和二十二年六月十三日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

本籍地 東伯郡上郷村大字大杉四六七の一

現住所及開業地 同安田村大字光

昭和二十二年六月十一日第一、一七四號

池 澤 美 枝

本籍地 東伯郡小鴨村大字北野二二二

現住所及開業地 同

昭和二十二年六月十一日第一、二七五號

角 田 富 子

大正五年二月二十八日生

本籍地 東伯郡花見村大字門田三五三

現住所及開業地 同東郷村大字小鹿谷二四六

昭和二十二年六月十一日第一、一七六號

前 田 す み 子

大正十四年七月一日生

本籍地 八頭郡安部村大字日下部一、一一六の一

現住所及開業地 鳥取市大工町頭二中本大二方

昭和二十二年六月十一日第一、一七七號

木 原 つ た 子

大正十四年九月六日生

本籍地 東伯郡橋津村大字赤池九二

現住所及開業地 同

昭和二十二年六月十一日第一、一七八號

榎 田 貞 子

明徳四十一年三月二十二日生

本籍地 西伯郡藤村大字福五二六三

現住所及開業地 同

昭和二十二年六月十一日第一、一七九號

船 岡 浦 枝

大正十二年四月十三日生

本籍地 米子市朝日町二五

現住所及開業地 同

昭和二十二年六月十一日第一、一八〇號

松 田 ツルエ

昭和二十二年三月二日生

鳥取縣告示第二百四十三號

物價統制令第四條の規定によつて飼料の販賣價格の統制額に加算する額を次のように指定する。

昭和二十二年六月十三日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

中味賣りのものを包装込となす場合の飼料(飼料用乾燥澱粉類を除く)の販賣價格は、中味賣りのもの、價格に次の額を加算することができ。

一俵(七五) 七圓五五錢

鳥取縣告示第二百四十四號

昭和二十二年六月鳥取縣規則第四十八號第四條の規定により、林産物検査證筆元賣捌人及び賣捌區域を次のように指定する。

昭和二十二年六月十三日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣森林組合聯合會 縣下一圓

鳥取縣木材林産組合聯合會 同

鳥取縣杭太林産組合 同

鳥取縣バルブ用材林産組合 同

鳥取縣農業會 同

選舉告示

選舉管理委員會告示第六外

昭和二十二年内務省令第一號第十條の規定に基く選舉運動の費用及び選舉運動に關する収入の届出があつた。その要旨は次の通りである。

昭和二十二年六月六日

一、選舉運動の費用

精 算 分

鳥取縣會議員選舉

鳥取縣選舉管理委員會委員長 上 根 政 幸

候補者の氏名	届出支出責任者の氏名	収入金額	金錢支出	金錢以外の支出	計
森本直哉	橋井主膳	九九六、五〇	七九九、〇〇	一九七、五〇	九九六、五〇
平賀傳一	河瀬外作	六三〇、五〇	六三〇、五〇	〇	六三〇、五〇
仲市 實	小林隆雄	一〇〇、〇〇	四、〇八五、五〇	〇	四、〇八五、五〇
山家一太郎	山家安藏	九五五、〇〇	三、六〇五、〇〇	〇	三、九五五、〇〇
中原タニ	藤井良子	七〇〇、〇〇	六六、五〇	〇	六六、五〇
浅沼喜實	岸 亮	三五一、〇〇	九〇、〇〇	四五〇、〇〇	三、三五一、〇〇
瀧口虎太郎	瀧口喜太郎	九七五、〇〇	一、九七五、〇〇	〇	一、九七五、〇〇
中野芳藏	藤田作吉	五〇四、七五	四八四、七五	二〇、〇〇	五〇四、七五
鳥越若二	平尾信二	九六二、〇〇	九六二、〇〇	〇	九六二、〇〇
土谷 榮一	庄倉弘義	三六〇、〇〇	三、一六一、八一	一〇〇、〇〇	三、二六一、八一

長谷川利隆	坂田秋雄	五、〇〇〇、〇〇	三、二二〇、〇〇	一、二二、六八	三、一三三、六八
御谷保一	伊藤武三郎	四、四二九、二〇	四、三三九、二〇	一、〇〇、〇〇	四、四二九、二〇
合田繁一	千賀晴子	二、四七五、〇〇	一、四七九、〇〇	四、七五、〇〇	一、九五四、〇〇
妹尾三男	門脇武夫	四、〇〇〇、〇〇	三、六一五、〇〇	一、三、六二五、〇〇	三、六二五、〇〇
上原隼三	角田乙二	二、九六一、一八	二、八三六、一八	一、二五、〇〇	二、九六一、一八
森口達治	徳田孝太郎	四、〇〇〇、〇〇	三、八〇四、九二	三、八〇四、九二	三、八〇四、九二
寺谷剛	田中幸吉	三、五二六、六二	三、四三六、六二	九、〇〇、〇〇	三、五二六、六二
小谷久雄	大田兼雄	三、二七、一一	三、一七三、一一	四、五、〇〇	三、二七、一一
漆原義太郎	藤原博光	〇、八九、〇〇	四、〇六七、五二	四、〇六七、五二	四、〇六七、五二
眞田玄一	末原伸治	四、四四三、六〇	四、二八四、二〇	四、二八四、二〇	四、二八四、二〇
大橋安正	福田三雄	六、二二〇、〇〇	四、七三六、〇〇	四、七三六、〇〇	四、七三六、〇〇
中山菊藏	中村久平	四、〇〇〇、〇〇	三、七七五、〇〇	三、七七五、〇〇	三、七七五、〇〇
谷上榮	本八	三、七〇九、八〇	三、二二九、八〇	五八〇、〇〇	三、七〇九、八〇
西尾圭介	藤細麒八	二、二五六、六〇	二、〇四九、〇〇	二〇七、六〇	二、二五六、六〇
太田實太郎	谷本正男	一、二九〇、〇〇	一、二八九、八三	一、二八九、八三	一、二八九、八三
安東哲次郎	酒本莊藏	二、〇八七、五三	二、〇八七、五三	二、〇八七、五三	二、〇八七、五三

昭和二十二年六月十三日
 岩美郡選挙区
 第一区

松本兼松	森味兼幸	一、六四九、五五	一、六四九、五五	一、六四九、五五	一、六四九、五五
中田吉雄	中田俊藏	四、一七一、六〇	四、一七一、六〇	四、一七一、六〇	四、一七一、六〇
御根繁四	御根松藏	三、四二一、七五	二、九七五、一三	四四六、六〇	三、四二一、七五
菊川益徳	菊川純朗	三、七〇〇、〇〇	三、五五五、〇〇	三、五五五、〇〇	三、五五五、〇〇
建部邦雄	浮田仙一	三、五五一、三三	三、三五一、三三	三、三五一、三三	三、三五一、三三
湯越榮三	山根義次	九二二、〇三	九二二、〇三	九二二、〇三	九二二、〇三
谷尾憲蔵	谷尾文造	四、八四九、二八	四、七六〇、〇〇	八九、二八	四、八四九、二八
道田正市	清水太一	五三五、〇〇	三六四、〇〇	三六四、〇〇	三六四、〇〇
田中花子	岡崎喜久枝	三、七〇九、八三	一、八八〇、八三	一、八二九、〇〇	三、七〇九、八三
三橋誠	松本金次郎	三、六〇〇、〇〇	三、三六九、一三	三、三六九、一三	三、三六九、一三
谷口隆造	西浦茂吉	二、〇〇〇、〇〇	一、九六九、二三	一、九六九、二三	一、九六九、二三
岩田彌夫	吉井定雄	二、六〇〇、〇〇	二、五八四、六三	二、五八四、六三	二、五八四、六三
山根伸蔵	松岡鶴雄	二、〇六〇、〇〇	一、四七九、六三	六〇、〇〇	二、〇六〇、〇〇
谷川常蔵	山本武正	九、〇〇〇、〇〇	三、六〇一、五六	三、六〇一、五六	三、六〇一、五六
村上林蔵	竹森永泰	三、一九三、〇三	三、一九三、〇三	三、一九三、〇三	三、一九三、〇三
保木本徳太郎	山中進	四、一四五、六三	四、一四五、六三	四、一四五、六三	四、一四五、六三
恩田善信	恩田公輔	六、三三〇、〇〇	三、九四一、一〇	一、五〇〇、〇〇	六、三三〇、〇〇

氣高郡選挙区

昭和二十二年六月十三日
 岩美郡選挙区
 第二区

細田繁正	山田岩雄	四、二〇〇、〇〇	二、七八〇、〇〇	東伯郡選舉區	二、七八〇、〇〇
末次忠太郎	岩見武男	四、〇〇〇、〇〇	三、九〇〇、二〇		三、九〇〇、二〇
生田虎藏	足立武夫	四、四四一、〇〇	三、九四一、四〇		三、九四一、四〇
大島高藏	星野重臣	二、八四一、八七	二、七四一、八七		二、八四一、八七
早川忠篤	小倉定一	三、〇五〇、〇〇	三、〇五〇、〇〇		三、〇五〇、〇〇
金田秀夫	徳岡松太郎	三、九七七、二〇	三、九七七、二〇		三、九七七、二〇
衣笠直市	衣笠安市	九〇一、〇〇	九〇一、〇〇		九〇一、〇〇
吉田定由	野口武保	四、四九〇、七〇	二、四五〇、七〇		三、七九、〇〇
居川友好	朝井一教	四、五〇〇、〇〇	三、三三四、〇〇		三、三三四、〇〇
澤住辰藏	山崎善藏	三、八二七、一〇	三、八二七、一〇		三、八二七、一〇
西尾善男	龜井百太郎	二、五四八、七〇	二、五四八、七〇		二、五四八、七〇
菅田宗一	神戸直方	三、三一九、〇〇	三、三一九、〇〇		三、三一九、〇〇
田内國太郎	本 人	二、〇〇〇、〇〇	二、〇〇〇、〇〇		二、〇〇〇、〇〇
橋田吉藏	横山良金	一、九九一、一〇	一、九九一、一〇		一、九九一、一〇
藏田武	瀬尾初雄	四、四〇〇、〇〇	四、三九四、〇〇		四、三九四、〇〇
生田才藏	河本喜代定	四、三九〇、〇〇	四、三九〇、〇〇		四、三九〇、〇〇
浦島實太郎	徳岡寛治郎	四、〇〇〇、〇〇	三、七七六、〇〇		三、七七六、〇〇

第九百七十七號
昭和二十二年六月十三日
（第三選區候補者）
一一二

洞之瀬菊雄	山田純一郎	六六〇、〇〇	六六〇、〇〇		六六〇、〇〇
海州政治	齊木松太郎	三、四三三、六〇	三、四三三、六〇		三、四三三、六〇
砂原美雅	沖 菊治	一、六七六、一〇	一、六七六、一〇		一、六七六、一〇
大平藤太郎	豊嶋順一	四、五〇〇、〇〇	三、七三〇、四七		三、七三〇、四七
津田義隆	山根善雄	四、三〇〇、〇〇	四、二九六、五〇		四、二九六、五〇
山本壽治	伊東善三	三、九四九、〇〇	三、九四九、〇〇		三、九四九、〇〇
尾古貞次郎	佐伯義信	三、三九五、一六	三、二四五、四〇	西伯郡選舉區	三、三六五、一六
山上吟鏡	山上喜恵子	一、六四二、二〇	一、五二九、二〇		一、六四二、二〇
下西文雄	下西操子	三、三六六、四六	二、八三八、九〇		四一五、八六
小濱岩雄	桑野 彰	三、七四、五〇	三、七四、五〇		三、七四、五〇
狩野時雄	井田 茂	四、〇〇〇、〇〇	三、八二三、一四		三、八二三、一四
宇田 洋	山本鐵丸	四、一七三、五〇	四、一七三、五〇		四、一七三、五〇
新居親介	中 康 勉	四、七六八、八八	四、七六八、八八		四、七六八、八八
矢倉敬治	渡邊幸榮	四、三八五、三〇	四、二六〇、三〇		四、三八五、三〇
景山圭一	景山義雄	八四六、一〇	八三六、一〇		八三六、一〇
林原正二	林原賢治	三、五〇〇、〇〇	一、三八六、六〇		三、二四六、六〇
杉谷正雄	谷野泰次	四、一八一、〇二	四、一八一、〇二		四、一八一、〇二

第九百七十七號
昭和二十二年六月十三日
（第三選區候補者）
一一三

船木 藤夫	船岡 花子	二、八六七、二五	一、六五	二、八六七、二五
船木 米治	後藤 宗一	五八〇、〇〇	四、四二一、〇〇	四、四二一、〇〇
船中 義知	柄川 和幸	四七七、四〇	四、四七七、四〇	四、四七七、四〇
魂井 幹	國本 壽秋	四九〇、七〇	四、四九〇、七〇	四、四九〇、七〇
竹中 榮	竹中 昇三	二〇〇、〇〇	二、一九九、三〇	二、一九九、三〇
栗田 武雄	大森 泰次郎	一八三、〇〇	三、八五三、〇〇	三、八五三、〇〇
植木 馨	松本 保郎	二、六一五、〇〇	二、五六五、〇〇	五、〇〇〇
入澤 仁	入澤 明	四、五四四、五〇	四、〇一九、七五	三、五〇
岡田 朋治	岡田 晋五郎	三、〇〇〇、〇〇	九六九、五〇	四、〇三三、二五
秋鹿 惠重	森田 知隆	三、七〇二、三〇	三、七〇二、三〇	三、七〇二、三〇
三好 泰三	三好 雅美	四、一七五、五五	三、八六三、五五	四、一七五、五五
佐々木 頼一	加藤 毅一郎	三、三六四、五五	三、三六四、五五	三、三六四、五五

彙報

行旅死亡人周知方について
(心當の向は直接取扱者宛照會せられたる)

其の一

取扱者 徳島縣板野郡板西町長
一、本籍、住所 不詳

何人もこの選挙管理委員会に対してこの告示の詳細な届出書の閲覧を請求することができ。

- 二、性別 女
- 三、氏名 赤松トメコ 自稱
- 四、年齢 七十才
- 五、人相 身長五尺位、中肉面長、目、耳、鼻、普通 頭髮黒
- 六、着衣及所持品 黒知袖一 手提袋一 黒本綿一
- 七、死亡年月日及場所 昭和二十二年五月十九日午後十時 板西町大字大寺字玉子六 番地
- 八、死亡種類 病死(慢性腸加答兒)
- 十、假埋葬場 板西町大字大寺字龜山下六九

其の二

- 取扱者 奈良縣奈良市長
- 一、本籍、住所 身分、職業、氏名 不詳 推定年齢 二十三、四才位の男子
- 二、人相 身長五尺三寸、中肉、顔面長、色普通、頭髮丸刈とな

其の三

- 取扱者 奈良縣生駒町長
- 一、本籍、住所、氏名 不詳 五十二、三才位の男
- 二、人相 身長五尺二、三寸位、白骨化せるため詳細不明
- 三、着衣、携帶品

し短き方
三、着衣並に携帶品 冬メリヤス、シャツ古いもの二枚を着し其の上に黒色 コール天折返し襟付き上衣を着し、中に晒の腹巻をす。下は右メリヤスズボンに黒紺色サージ下服を着す 遺留品なし

四、その他 奈良市尼ヶ辻崇仁天皇御陵前池の東南に當る民有地に 屬する池の中で、四月二十九日午前八時頃溺死体として 浮上り、死後約五、六日を經過せるもので自殺と認 められる。

黒色羅紗オパー、國防色作業上衣下衣共着す、黒短靴を穿つ
現金五圓參拾錢、辨當箱一個、ナイフ一個
四、その他
生駒町菜畑領山林内彌榮地堤防斜面の業内で二月十日頃自殺せり。

其の四

取扱者 高知縣長岡郡本山町長

一、本籍、住所、氏名 不詳

五十才位の男

二、人相、着衣

身長五尺三寸位、中肉、頭髮五分刈、白髪交る。

右腋下に米粒大の古傷あり、色黒、面長、齒上左三、

四、五、合白金義齒、下右五十八脱落

左横腹を切りたる古傷あり、一見労働者風、着衣軍衣袴(冬衣袴)

三、死亡の種別 縊死

四、死亡の年月日 昭和二十二年四月二十五日頃

五、死亡場所 高知縣長岡郡本山町助藤
六、遺留品 手提辨當、便箋、遺書
其の五

取扱者

一、本籍、住所、氏名 不詳 二十才位の男

二、人相、着衣

身長五尺四寸位、瘦形、色白、面長、頭髮五分丸刈、

体重十二貫位、額に長さ約一寸三分位の古傷あり

一見病弱者と思はれる

着衣 軍袴二、軍衣を改造せらると思はれるジヤンパー風の上衣を着す

三、死亡の種別 絞殺されたる模様

四、死亡年月日、場所

四月二十五日

長岡郡本山町助藤字セバガタニ東山通近畝

五、その他

神戸市戦災者にして生活苦よりの自殺するの遺書あり。

無理心中と推定せられる。

昭和二十二年六月十三日印刷
昭和二十二年六月十三日發行

鳥取縣公報

(昭和四年四月十五日)
第三種郵便物認可

鳥取縣鳥取市東町
發行所 鳥取縣鳥取市東町
印刷所 鳥取縣鳥取市東町